

4 公認パラスポーツトレーナー資格認定関係

(1) 公認パラスポーツトレーナー資格認定規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（4）に規定する公認パラスポーツトレーナー（以下「パラスポーツトレーナー」という。）の資格取得などに必要な事項を定め、適切な実施を図ることを目的とする。

(役割)

第2条 障がい者のスポーツ活動に必要な安全管理および競技力の維持・向上の支援をするとともに、協会、その他関係団体と連携し、障がい者の健康の維持、増進および競技力の向上などに寄与する。

(資格の取得)

第3条 前条の資格取得を希望する者は、協会が主催する養成講習会を受講し、検定試験に合格しなければならない。

(受講資格)

第4条 養成講習会の受講を希望する者は、次に定める（1）または（2）のいずれかの条件を満たさなければならない。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの有資格者。
- (2) 次の1)、2)、3) を全て満たし、当協会パラスポーツトレーナー部会の審査を受け、会長が認めた者。

1) 以下のいずれかの資格を有すること。

- ① 理学療法士 ② 作業療法士 ③ 柔道整復師 ④ あん摩マッサージ指圧師
- ⑤ 鍼師 ⑥ 灸師 ⑦ その他

2) 以下のいずれかの団体においてトレーナーとしての活動を有し、推薦がある者。

- ① 公益財団法人日本パラスポーツ協会登録競技団体
- ② 都道府県・指定都市パラスポーツ協会
- ③ 都道府県・指定都市パラスポーツ指導者協議会
- ④ 公益財団法人日本パラスポーツ協会登録パラスポーツセンター

3) 1) に挙げた公認資格に関係した日常活動を2年以上有すること。

(認定)

第5条 パラスポーツトレーナーの認定は、養成講習会を受講し、検定試験に合格した者で、資格申請をした者を会長が認定する。

(資格の有効期限)

第6条 認定の有効期限は毎年4月1日から4年後の3月31日までの4年間とする。ただし、年度の途中において新たに認定を受け登録することができる。

2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日までに提出した場合は、次年度から4年

間の認定登録とする。

(資格の喪失)

第7条 パラスポーツトレーナーは次に該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの資格を喪失したとき。
- (2) 更新をしなかったとき。
- (3) その他、パラスポーツトレーナーとして適当でないと会長が認めるとき。

(申請)

第8条 パラスポーツトレーナーの申請は、第5条に基づき資格取得申請の認定を受けた者が、パラスポーツトレーナー資格認定細則により手続きをしなければならない。

(更新条件)

第9条 パラスポーツトレーナーとして資格の更新を希望する者は、資格認定期間内(4年間)に以下に定める要件を満たしていなければならない。

- (1) パラスポーツトレーナー資格更新指定講習会または、パラスポーツトレーナースキルアップ研修会を受講した。
- (2) 日本パラスポーツトレーナー学会へ参加し、指定の講義を受講した。
- (3) 日本パラスポーツ協会公認パラスポーツトレーナー養成講習会等で講師を務めた。
- (4) 協会が指定する一次救命処置 (Basic Life Support:BLS) に関する講習会 (日本赤十字社、日本救急蘇生普及協会、国際救急救命協会など) を受講し、資格を保持している。
- (5) 公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーを除き、パラスポーツトレーナーとして、パラスポーツ競技団体または関係団体での継続的な活動をおこない、資格認定申請書 (様式-15) に活動実績の証明を受けた。

(その他)

第10条 その他、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年1月20日一部改正]

1 この規程は、平成22年4月1日から適用する。[第4条 (1)、第7条(1)および障害者スポーツトレーナーの名称に公認を追記]

附 則 [平成24年1月27日一部改正]

1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成29年4月1日一部改正]

1 更新条件の「協会指定講習会」を「公認障がい者スポーツトレーナー資格更新指定講習会または、公認障がい者スポーツトレーナースキルアップ研修会」と標記を整理した。

附 則 [平成30年4月1日一部改正]

- 1 「公益財団法人日本体育協会」の名称変更に伴い「公益財団法人日本スポーツ協会」へ標記を変更した。

附 則 [2019年4月1日一部改正]

- 1 第9条 公認障がい者スポーツトレーナーの資格更新条件を追加した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

- 1 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」への名称変更に伴い、協会名称に関する標記を整理した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

- 1 「公認パラスポーツトレーナー」への名称変更に伴い、標記を整理した。
- 2 「公認パラスポーツ指導者」への変更に伴い、標記を整理した。

附 則 [令和6年4月1日一部改正]

- 1 第4条（2）2）の条件に「公益財団法人日本パラスポーツ協会登録パラスポーツセンター」を追加した。
- 2 第9条 公認パラスポーツトレーナーの資格更新条件を追加した。

(2) 公認パラスポーツトレーナー資格認定細則

(目的)

- 第1条 この細則は、公認パラスポーツトレーナー資格認定規程第5条に規定する公認パラスポーツトレーナー（以下「パラスポーツトレーナー」という。）の具体的な認定手続きなどを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(資格認定手続きおよび登録)

- 第2条 所定の資格認定申請書(様式-14)、指導者登録シート(様式-2)に認定料22,000円を添えて申請すること。
 - 2 申請期間は、資格取得に必要な養成講習会検定試験合格決定後60日以内とする。

(交付)

- 第3条 協会は、認定者に対し「認定証」および「登録証」を交付する。

(更新手続き)

- 第4条 更新を希望するパラスポーツトレーナーは、資格有効期間の最終年度の2月1日～3月31日の期間に資格認定申請書(様式-15)、指導者登録シート(様式-2)、資格更新のための協会指定講習会の受講証明書のコピー、一次救命処置(Basic Life Support:BLS)資格の保持を証明できる書類(修了証または認定証の写し)および認定料22,000円を添えて申請しなければならない。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの資格所持者は登録カードの写しも添えて申請しなければならない。

(休会)

- 第5条 海外転勤・留学、出産・育児、健康上の理由(長期の入院等)等、パラスポーツトレーナーとしての活動が著しく困難な場合、事前に協会に届けることで、休会を認めることができる。

(基準カリキュラム・様式)

第6条 カリキュラムおよび様式を別紙のとおり定める。

2 その他、必要な事項についてはその都度別に定める。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年1月20日一部改正]

1 この細則は、平成22年4月1日から適用する。

[第4条(1)、第7条(1)および障害者スポーツトレーナーの名称に公認を追記]

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 認定料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則 [平成30年4月1日一部改正]

1 更新手続きの書類として、公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの資格所持者は「登録カードの写し」を追加した。

附 則 [2019年4月1日一部改正]

1 更新手続きの書類として、「一次救命処置(Basic Life Support:BLS)資格の保持を証明できる書類(修了証または認定証の写し)」を追加した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 公認障がい者スポーツトレーナーの休会に関する細則を追記した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

1 「公認パラスポーツトレーナー」への名称変更に伴い、標記を整理した。

2 「障がい者スポーツ」を「パラスポーツ」へ標記を変更し、各項目を整理した。

附 則 [令和6年4月1日一部改正]

1 (3) 公認パラスポーツトレーナー基準カリキュラムを改正した。